

## 令和元年度第1回狭山市総合教育会議議事録

開催日時 令和元年9月27日(金)  
午後1時15分から午後2時56分まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者	市長	小谷野 剛
	教育長職務代理人	吉川 明彦
	委員	橋本 秀樹
	委員	宮崎 英子
	委員	後藤 邦江
	教育長	向野 康雄

欠席者 なし

事務局	生涯学習部長	滝嶋 正司
	学校規模適正化担当課長	吉村 憲
	学校教育部長	和田 雅士
	参事兼教育指導課長	伊藤 秀一
	学務課長	中山 昭夫
	教育センター指導主事	今福 雅之
	教育総務課主幹	堀川 清美
	教育総務課主査	神田 崇広

傍聴者数 0名

### 議 事

(1) 狭山市立小・中学校通学区域(特別許可地区)制度見直しに関する基本方針(案)について

(要旨)

狭山市立小・中学校通学区域(特別許可地区)制度見直しに関する基本方針(案)は、昭和50年に特例として設けた特別許可地区をこれまで一度も見直しをしていないことでさまざまな課題が生じている状況を改善し、学校の規模と配置の適正化を進めるため、狭山市立小・中学校通学区域(特別許可地区)制度の見直しについての基本的な考え方を示すものであり、資料をもとに学校規模適正化担当課長より説明がなされた。

主な質疑等は次のとおり。

「特別許可地区の児童・生徒の就学状況をみると、児童・生徒の就学先が特別許可地区の設定に合っていない」とはどういう状況かとの質疑に、特別許可地区から指定校以外に通う児童がいない例や、特別許可地区から指定校に通う生徒がいない例がある旨の答弁がなされた。特別許可地区として指定する必要性がなくなったということかとの質疑に、そういう意味である旨の答弁がなされた。なお、この部分については、分かりやすく表現を工夫した方がよい旨の意見がなされた。

入間川小学校の児童数が徐々に減少し、平成21年度を境に、入間川東小学校の児童数の方が上回っているが、その原因はどの質疑に、平成21年頃には、狭山市駅西口周辺地区整備事業や狭山市駅東口土地区画整理事業が動き始め、両小学校の通学区域内では、徐々に人口が増え始めた。その中で入間川小学校の特別許可地区内の児童が、入間川東小学校の方を選択する形がより進んだのではないかと考えている旨の答弁がなされた。

入間川小学校特別許可地区の児童数はどの質疑に、指定校である入間川小学校に59名、入間川東小学校に55名、計114名である旨の答弁がなされた。

入間川小学校特別許可地区は、どういう理由で設定されたのかとの質疑に、入間川小学校が移転する際に、地域との話し合いにより設定されたものである旨の答弁がなされた。

令和4年度以降は、兄弟姉妹で違う学校に行くことになるのかとの質疑に、激変緩和措置として、兄弟のいる児童生徒については、同じ学校に就学できるような形にする旨の答弁がなされた。

特別許可地区制度を廃止にするにあたり、保護者はどう感じると考えているのかとの質疑に、小学校の場合は、激変緩和措置が設けられれば、意見等は少ないと思われる。また、中学校の場合は、友人関係から必ずしもより近い学校を選ぶとは限らない傾向がある旨の答弁がなされた。

特別許可地区内の児童生徒は、現在も指定校あるいは特別許可を受けた学校に分かれて通学しているので、子ども会の編成上等の問題があるとしたら、すでに起こっているはずだから、特別許可制度を廃止しても、そうした点を問題視するような状況にはないと考えてよいのかとの質疑に、過去の学校統廃合の際の通学区域の検討会などでは、地域性や子ども会に関わるご意見も出ていたが、実際動き出した状況をみると、そういったものの影響はそれ程なく、友達同士のつながりが一番大きい状況にある旨の答弁がなされた。

特別許可地区制度を廃止し、すべて指定校に通学するようになるには、最大6年かかるということかとの質疑に、そのとおりである旨の答弁がなされた。なお、この激変緩和措置がないと保護者には納得してもらえないと思う。この措置を設けることで折り合えるのではないかとの意見がなされた。

制度を廃止しても、激変緩和措置により通学先が変わらないこともあるが、入間川東小学校の教室数に問題はないのかとの質疑に、制度廃止後の児童数・学級数の推計を見ると、学級数の抑制が図られるので、普通教室の必要数の増加は抑制できる旨の答弁がなされた。

入間川小学校及び奥富小学校通学区域の特別許可地区以外の通学区域の特別

許可地区は、令和4年度以降に廃止することだが、具体的な考えはあるのかとの質疑に、小学校に併せ中学校も見直しを進めた方がよいとの意見もあり、作業部会で調整を進めていきたい旨の答弁がなされた。なお、過去の学校統廃合の例を見ても、小学校と中学校はできれば一緒に考えた方がよい旨の意見がなされた。

入間川3丁目の市民会館周辺について、距離的に中央中学校に通学する方が入間川中学校に通学するより近いのかとの質疑に、入間川小学校特別許可地区の児童で入間川東小学校に通学している児童は、本来は、入間川中学校の通学区域に属するのだが、例えば、スポーツ少年団などの兼ね合いで、仲間と離れるのが嫌で、ほとんど中央中学校への通学を選択しており、その分入間川中学校も生徒数の確保に苦慮している旨の答弁がなされた。

本日の意見、指摘等を踏まえ、できるだけ配慮しながら保護者等への説明を進めていくこととされた。

## (2) 新学習指導要領への対応について (要旨)

今回の学習指導要領の改訂の基本的な考え方や具体的改定の内容について、資料をもとに教育指導課長より説明がなされた、また、それに対する狭山市の現状等についても併せて説明がなされた。その後、教育センター指導主事により、プログラミング学習(教育)の具体的な一例について、実演を含め紹介がなされた。

主な質疑等は次のとおり。

プログラミング教育について、どの学年で、どの学科を、1週間でどのくらいの時間数行うか決まっているのかとの質疑に、各学校の実態に応じて取り組んでいく旨の答弁がなされた。

狭山市としては、各学校に任せるのか、あるいは、市として統一的なものを作って学校におろすと言う形にするのかとの質疑に、現在、プログラミング研究委員会で、モデルを検討・作成しており、それを各学校に提示し、各学校の実情に応じて取り組むようにする旨の答弁がなされた。

以 上